

今年

は  
**20周年！！**

## 長距離フェリー秋田航路を利用する



## 貨物お試し利用促進助成事業のお知らせ

長距離フェリー秋田航路を利用して、新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合、その経費の一部を助成します。

### ■ 対象事業者



長距離フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

### ■ 主な要件



次の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 実施期間     | 平成31年4月～令和2年2月まで                      |
| (2) 新規需要等の要件 | 新たな貨物を輸送する場合、又は従来の輸送手段からフェリー輸送に変更する場合 |
| (3) 輸送規模     | <b>1台</b> 以上 ※2年目以降は <b>5台</b> 以上     |
| (4) 対象車両     | 全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ            |

### ■ 助成額



1台当たり2万円（**10万円**を上限）に助成します。

〈留意事項〉

- ・実施要綱に定める申請書及び実績報告書の提出が必要となります。
- ・要件の適合状況を確認するため、新日本海フェリー(株)に照会させていただきます。

### ■ 事業申請の手続き及び実績報告について



- ① 申請書を秋田県環日本海交流推進協議会長へ提出（事務局への郵送）
- ② 協議会で審査し、結果を通知  
※要件の適合状況について、新日本海フェリー(株)に事務局が確認
- ③ 実績報告書を提出
- ④ 協議会が助成額を確定し助成金を交付（精算払）

### ■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について



〒010-8572  
秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内  
秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局  
TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879  
Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp

## フェリー秋田航路貨物お試し利用促進助成事業実施要綱

### 1 趣旨

新規需要の開拓及びモーダルシフト等を進めることにより、フェリー秋田航路の利用促進を図るとともに、ドライバー不足や環境対策をはじめとした運輸業界の課題に対応するため、フェリー秋田航路を利用して新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合の経費について、その一部を助成する。

### 2 実施期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間

### 3 対象事業者

フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

### 4 対象とする車両等

全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ

### 5 新規需要等の要件

- (1) フェリー秋田航路を利用し、新たな貨物を輸送する場合
- (2) 従前の輸送手段を変更し、フェリー秋田航路を利用し、貨物を輸送する場合

### 6 助成額

新規需要等に係るフェリー運賃等のうち、実施期間内にトラック等を輸送する場合、1台当たり2万円（1事業者10万円を上限）とし、かつ、予算の範囲内で助成する。

### 7 申請等

- (1) 事業の申請は、様式第1号及び第2号により秋田県環日本海交流推進協議会長（以下「会長」という。）へ提出するものとする。
- (2) 会長は、新日本海フェリー株式会社による新規需要等の要件の確認を行った上で、申請を受理するものとする。
- (3) 申請者は、事業を完了したときは、様式第3号に輸送実績を確認できる書類を添付の上、事業の完了の日から30日以内又は平成31年2月28日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

### 8 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成30年5月29日から施行する。ただし、平成30年4月1日以降でこの要綱の施行前に実施した輸送について実績を確認できる場合は、これを認める。